

川越市週休 2 日制適用工事要領（建築工事）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、建設業界における技術者の離職対策や若年者が入職しやすい職場環境づくりを支援し、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の育成・確保を目指すための取組として、本市発注の建築工事において「週休 2 日制適用工事」（以下「適用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において「適用工事」とは、「現場閉所型」又は「交替制」により週休 2 日の実施に取り組む工事の総称（類似する取組も含む）をいう。

2 この要領において「建築工事」とは、公共建築工事積算基準（国土交通省）又は埼玉県建築工事積算基準を適用する工事をいう。

3 この要領において「現場閉所型」とは、対象期間において、現場閉所（現場休息）による週休 2 日に取り組む方式をいう。

(1) 週休 2 日

ア 完全週休 2 日

対象期間において、全ての週（土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2 日以上現場閉所（現場休息）（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（2 日 / 7 日）以上）を達成したと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、達成しているものとみなす。

また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所（現場休息）日に指定するものとする。なお、完全週休 2

日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

イ 月単位の週休 2 日

対象期間において、全ての月で 4 週 8 休（現場閉所（現場休息）日数の割合が 28.5%（8 日／28 日））以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所（現場休息）では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休（現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日／28 日））以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、原則として対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

(3) 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、原則として現場閉所（現場休息）日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(6) 現場着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

(7) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

4 この要領において「交替制」とは、対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式をいう。

(1) 週休2日

ア 完全週休2日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で対象者の休日が28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、月単位の週休2日（4週8休以上）の判断にあたって、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても、28.5%に満たない場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休（28.5％）以上を達成しているとみなす。

ウ 通期の週休2日

対象期間において、対象者の休日率が28.5％（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

(4) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

（対象とする適用工事）

第3条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、次に掲げる工事のほか、「現場閉所型」及び「交替制」のいずれも困難な工事は、適用工事としないことも可能とする。

(1) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

(2) 対象期間が1週間未満の工事

（多様な働き方の取扱い）

第4条 受注者が、1年単位の変形労働時間制（＊）の活用等により、当該工事における週休2日の確保と同等の休日等を契約工期外に含めて設定し、契約工期内において所定の休日を確認した場合は、週休2日に類似する取組として、当該工事において週休2日を達成したものとみなす。

＊ 1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）

労使協定を締結することにより、1箇月を超え、1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。

（適正な工期の確保）

第5条 公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

2 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じたとき。
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生したとき。
- (3) 工事中止や工事一時中止により、全体工程に影響が生じたとき。
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたとき。
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じたとき。

（実施方法）

第6条 発注者は、適用工事の発注に当たっては、別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制適用工事」である旨の明示」に基づき入札公告等に明示する。

2 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進

捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整する。

3 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。

(1) 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、
受注者からの協議等には、川越市ワンデーレスポンス実施要領（平成28年4月1日施行）に基づく円滑な実施に努める。

(2) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

（監督員への報告）

第7条 受注者は、工事完成時に「週休2日制適用工事取組報告書（様式第1号）」により適用工事の実施状況を監督員に報告する。

（工事成績評定）

第8条 工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。ただし、提出された工程表が明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

（その他）

第9条 その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

別記「入札公告等、特記仕様書への「週休２日制適用工事」である旨
の明示」

< 入札公告 >

1 入札対象工事

(5) その他

本工事は「週休２日制適用工事」の対象工事である。

< 特記仕様書 >

・ 週休２日制適用工事

本工事は「週休２日制適用工事」の対象工事である。実施は、川越市週休２日制適用工事要領（建築工事）（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。

川越市総務部技術管理課ホームページ

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011724/1011747.html>